

毛利一族と関ヶ原合戦

九州大学大学院特別研究者 光成準治

はじめに

- ・関ヶ原合戦をめぐる毛利一族の動向について、次のような理解がまだまだ根強い。
- ①毛利輝元は石田三成や安国寺恵瓊に騙されて西軍総大将に担ぎ上げられた。
- ②吉川広家は一貫して親徳川家康派で、東軍へ内通することによって毛利家を救った。
- ③毛利秀元は関ヶ原における戦闘当日、南宮山を下って西軍に荷担しようとしたが、麓に布陣した吉川勢に妨げられて参戦できなかった。
- ④安国寺恵瓊は毛利氏に滅ぼされた安芸武田家の遺児で、毛利氏への恨みをはらすために輝元を西軍に引き込み、毛利氏を危機に陥れた悪人である。
- ⑤小早川秀秋は毛利両川の一翼を担うべき存在でありながら東軍へ寝返り、毛利一族の結末を崩壊させた。

・本講演では、上記の理解が虚像に過ぎないことを論証していきたい。

1 毛利輝元の実像

- ・豊臣政権三奉行（五奉行のうち、すでに辞任していた三成と浅野長政を除く、前田玄以・増田長盛・長束正家）が、7月12日、輝元に上坂を要請（「松井文書」）。
- ・7月15日、輝元が広島を出港（史料①）。

史料①「松井文書」416（『松井文庫所蔵古文書調査報告書』）

急度申候、従両三人、如此之書状到来候条、不及是非、今日十五日出舟候、兎角秀頼様へ可遂忠節之由言上候、各御指図次第候、早々御上洛待存候、恐々謹言

藝中（毛利輝元）

七月十五日

加主（加藤清正） 御宿所

⇒大坂から広島へ書状が届く期間は通常3日を要するため、7月12日の書状は15日に到着した蓋然性が高く、上坂要請を受け即行動している。

●相当の準備、事前の連絡が無ければ不可能。

- ・7月19日、輝元が大坂城西の丸に入城（史料②ア）。

史料②「下家文書」（『山口県史』史料編中世4）【抜粋】

一、東国・中国御引分之事二候、就其七月十九日二毛利殿様大坂城被成御入城候、天下之儀、ことたく御さいはんなされ候（ア）、諸人取持之事無申計候、勿論 殿様御はしり舞之事、此時の御事に候

一、此頃せたのはしつめに御普請被仰付候、これハ東国衆切上り候ハハ、彼所二で一戦可被仰付之由候ての御事と聞申候

一、作三事東国へ御使と候て被成御下候、皆々氣遣仕候處二、するかのふちうと申所まで罷下候而、則爰元罷帰候（イ）、兄弟一人見つけ申候て、此比慶此事候、然間右之辛勞と候て、御かたひら・銀子など被遣候、外聞実忝と申事二候、其上御懇之御意共御座候間、可御心安候、御方様之御おほへのすしめ、作三ニ相究候との申事二候

慶五 八月朔日 下二介 (花押)

下備後守様

同宮きくさま まいる

・秀元は7月17日、大坂城西の丸を占拠(「義演准后日記」)。

●秀元の軍事行動には輝元の承認が必要。

仮説①：輝元は17日以前に到着していた(毛利家臣佐々部一斎の後年の記録「一斎留書」では2日間で到着したとしている)。

仮説②：決起は事前に合意されており、秀元への承認も事前に与えられていた。

◎仮説①は可能か?→広島から大坂まで(約350km)の航行スピードを検証。

・天正16年(1588)に輝元が初上洛した際にも船を用いており、休憩をとりつつ、広島沖から大坂まで11日間で到着。最高速度は12~13km/h。

⇒上記の速度で昼夜航行し続ければ約30時間で大坂に到着するが、潮待ちや船員の休憩時間は必要であり、2日間の到着は困難。潮流や風向、周囲の地形などをあらかじめシミュレーションし、航海計画を立てておく必要。

・上坂要請が公儀の命令であったためやむを得ず従ったのであれば、高速航行する必要はなく、情勢を見極めるためにゆっくり進むはず。

⇒仮説①、②のいずれにせよ、輝元が決起に事前関与していたことを示す。

●輝元の西軍への負担は安国寺惠瓊の策謀に騙されたわけではなく、綿密に準備されたものだった。その背景には、石田三成との盟友的な関係があったと考えられる。

2 吉川広家の実像

○西軍決起の家康への通報

・広家は、7月5日に出雲(富田)を出立したが、上洛途中に、惠瓊と石田三成・大谷吉継の談合によって、輝元が大坂へ呼ばれたことを知り、家康家臣榊原康政に対して、輝元は談合に無関係の旨、通報しようとした(史料③)。

史料③『吉川家文書』912

去五日雲州罷立、至播州明石罷着候處、安國寺於江州、石冶少・大刑少手前見及子細候哉、大坂罷歸候て、我等事も可相扣由申候条、昨日罷着候、然者右御両所御企承、驚入存候、殊更安國寺自輝元被呼歸候様申廻候段、無是非次第二候、於輝元ハ、前後存間敷与不審二存計候、爰許之様子、留守居之者共、至廣嶋二申遣候、頓而可有到来候間、追々可申上候、此由御心得所仰候、恐惶謹言

吉川蔵人

七月十四日 廣家(花押)

榊原式部大輔殿 御宿所

⇒発送前に輝元が実際に上坂してしまったため、結局、発送されなかったとされる。

◎『吉川家文書』に残っていることから、発送されなかったのは事実。

・後述するように、輝元が広島を出立したのは15日であるから、その情報が広家に伝わるまでの時間を考慮すると、十分に発送する時間的余裕があるにもかかわらず、なぜ発送しなかったのか?

仮説①：史料③作成直後に、安国寺惠瓊から石田三成らとの謀議には輝元の承諾を得ている説明をうけ、ある程度納得した、あるいは、反家康派が有利であると判断して、発送を中止した。

仮説②：史料③は関ヶ原合戦終結後に、広家が当初から三成らの計画に反対であり、家康に内通しようとしていたことの証拠として偽作された。

○広家から東国への使者

- ・史料②イの解釈：(下) 作三(二介の同族)が東国(親家康派)への使者として下向し、皆が心配していたが、駿河の府中という所まで下向して、すぐに帰ってきた。
- ・作三が引き返した理由：広家から恩賞を与えられており使者としての役割を果たした。

※駿河の府中(静岡市)で誰に会ったのか？

史料④『吉川家文書』146

従吉川殿之書状、具令披見候、御断之段、一々令得其意候、輝元如兄弟申合候間、不審存候処、無御存知儀共之由承、致満足候、此節候之間、能様被仰遣尤候、恐々謹言

八月八日 家康(花押)

黒田甲斐守殿

⇒広家からの書状を家康が黒田長政経由で受け取っており、下作三は黒田長政に会った。

◎積極的に西軍としての行動に参加していた広家が、なぜ東軍との接触を図ったのか。

⇒伏見城攻めにおける苦戦から、西軍勝利に疑問を感じた。

○迷う広家

- ・史料④を受け取った長政は、8月17日付けで広家に宛てた書状(『吉川家文書』147)を発したが、広家の返書は、なかなか届かなかった(史料⑤)。

史料⑤『吉川家文書』148

猶以内府(徳川家康)も、早、駿川符中迄出馬之由、夜前申来候
先書二申入候、相届候哉、兎角輝元御家相続申候様二、御分別尤二候、御返事二委可被仰越候、恐惶謹言

八月廿五日 長政(花押)

羽蔵様 まいる 人々御中

◎なぜ、広家はすぐに返答しなかったのか？

- ・「藤岡市蔵覚書」では、長政書状を預かった広家の家臣藤岡らが広家の所在を掴めず、伝達に時間を要したとするが、返答が遅れたことを正当化するため、後日に創作？

●家康が江戸から動かないため、広家は東軍勝利の確信が持てず、去就に迷った。

○不戦の密約

■通説

- ・当初から親家康派だった広家は、家康との連絡に苦労したが、黒田長政の仲介によって、今からでも親家康の立場を明らかにすれば輝元を疎略に扱わないという家康の意向を受け取って、福原広俊(毛利氏重臣)とともに、輝元や秀元に相談することなく、独断で密約を結んだ。

⇒9月14日付け広家・広俊宛井伊直政・本多忠勝連署起請文(『毛利家文書』1020)。

・通説の根拠（史料⑥、⑦）

史料⑥『吉川家文書』913【抜粹】

一、今度惣御和談之事、其許相伺候而可相調事候つれ共、敵之手前先書二如申上候、内符着二付而、至青野か原、悉先陣衆ハ打出、敵前陣所へ内符被入移候、然處筑中御逆意はや色立仕合候、就其大柿衆も、如山中、大刑少陣無心元之由候て、被引取候、是ハ佐和山へ二重引可仕覚悟と相見え候、惣別御味方と被出候■衆■衆ハ、多分心合之様子と相聞え申候、其地被罷居候衆も、使者付置候ハぬかとハ、多も無之由候、一ツとしてはや御勝手ニ可成立ふり無御座候、此時者、数代之御家をむさ々と可被相果事、余残多存、長大・長老其外之衆へも不致談合、兩人短息之余、別二伝無之候条、黒田甲斐所へ広家内三浦と申かち者を、口上計ニ惣和談之手筋、可有如何哉と計申遣之候へ者、黒甲・福左へ談合候て、即内符御本陣へ使召連被参、井伊兵部・本多中書被引合れ候て、被遂披露候、左候へ者、先井兵・本中以神文無別儀旨申候へ、以其上、吉川・福原神文人質到来上、内符直御神文対輝元様可被進之由候

史料⑦『福原家文書』

旁も無事悦入候

拵之儀、広家・御方才覚を以相調候段祝着候、倅家のつゝき此事候、結句御方氣遣候つるよし近比さかさま事候、是ならてハなき時節候、弥何に分にも相調無相違様頼入候々、書中にてとく可申候を、爰元取紛候て遅々候、なを此者可申候、恐々謹言

九月十九日 輝元（花押）

福式 まいる

⇒輝元は家康との交渉をまったく知らず、合戦後、福原広俊に対して家康との交渉を事後承認したとの建前。

■実像

・広家内通の情報は九州にまで達しており、輝元が気づかなかったとは考え難い。

史料⑧『黒田家文書』218【抜粹】

一、吉川・筑中（小早川秀秋）殿雑説之由、此時分者定而本説ニ可罷成候事

加主斗

九月十六日 清正（花押）

如水様 貴報

・広家はさておき、輝元と福原広俊は再三連絡をとっており、広俊が輝元に無断で、広家と連携して密約を結ぶとは考え難い。

⇒輝元は広俊と恵瓊の命令に従うように前線に指示している（史料⑨）。

史料⑨「譜録」ま 29

追々様子被申越、肝煎祝着候、先以無異儀之由可然候、自然替事共候者即刻可被申越之候、安国寺・福式其面之事候条可被申談候、かしく

九月十二日 輝元公ノ御判

益玄（益田元祥）

神三兵（神村元種）

●広家は独自の判断で内通していたが、輝元はその行動を黙認していた。

◎なぜ広家は内通を決断したのか？

- ・伊勢国安濃津城攻撃において大きな損害を蒙った。
⇒直属家臣：討死 54、負傷 161。陪臣：討死 75、負傷 227。
- ・吉川家の兵力は 3000 程度と推定され、雑兵の損害も考えると、吉川勢の戦闘能力は大きく低下。戦闘継続能力が減退していた状況下で、家康の西上を知り、家康勢との正面对決を避けなければ、吉川家が壊滅すると考えた。

※なお、関ヶ原合戦当日、吉川勢は毛利勢の先鋒だったとされるが、上記の損害状況を見ると、先鋒を務めることができる状況になかった。

●毛利氏領国の保全も目的としているが、吉川家の私的な事情が大きく関係していた。

3 毛利秀元の実像

■通説

- ・南宮山山頂に布陣していた秀元は、毛利勢の先鋒である吉川・福原の両名が、家康方との密約に従って静観の態度をとっていたため、広家らに出撃すべき旨申し入れたが無視された。このため、三成らからの出撃要請に対して、配下の兵士たちが腹ごしらえのための弁当の最中であると返答した。⇒「毛利の空弁当」

■実像

- ・秀元家臣団は、慶長 4 年の分知時に秀元領とされた長門国・周防国吉敷郡において、その時点で給地を有していた給人を家臣扱いとして編成された。
- ・その際、「元氏（吉川元春次男）・吉見・内藤・三沢井宍道・三刀屋・牧野・多賀・多賀山・榑崎・小笠原以下事、数代申談筋目候間、被召仕様之儀、他之者共二可相替事」という指示を輝元から受けている（「長府毛利家文書」）。
- ・安濃津城攻めの首注文では、秀元直属の家臣とは別に「右之外内藤・繁沢・吉見・牧野・多賀・多賀山其外弓鉄炮、又内之者討捕頭相揃、重而注文可進之候」と記されている（『毛利家文書』376）。

⇒秀元家臣団に編入された有力国人領主層などは、秀元直属家臣団とは区別され、秀元の直接的な指揮権は及ばなかった。

●自己の家臣団でさえ指揮権限が制限されていた秀元が、南宮山に布陣した毛利勢全体の指揮権を与えられていたとは考え難い。

◎秀元の布陣位置

- ・広家と広俊が先鋒であったことを示す一次史料は確認できない。南宮山に布陣した時点では、毛利勢は大垣城の後詰めの役割を担う予定だったと考えられ、東西両軍の急な移動によって関ヶ原において戦闘が行われたが、関ヶ原における戦闘を想定した先鋒が決められていたとは考え難い。
- ・現状の南宮山山頂付近をみると、多くの兵を駐留させることができる空間があった痕跡はみられない。

⇒秀元自身は山頂に布陣していたとしても、秀元勢は山麓も含め分散して布陣していた。

●秀元が広家らによって下山を妨げられたため参戦できなかったとする見解には疑問。

◎秀元は内通工作を知っていたのか？

- ・関ヶ原合戦における広家の働きによって毛利氏は存続したという評価を強調する『吉川家譜』においても、秀元が広家の動向を知っていたとしている。

史料⑩

旧記物ニ権現様濃州赤坂迄御着陣之刻、事急ニ有之、輝元ヨリ今以御断ト申儀無之候間、蔵人一分之御断計ニ而ハ、追而輝元身上之御断相立申間敷ト致思慮候付而、輝元ヨリ先手ニ毛利宰相秀元其外来ノ歴々差出候者共へ、蔵人心底之所理ヲ尽申談候得共、承引之者無之、氣之毒ニ存候処、福原式部一人同意仕候付而、蔵人ヨリ家来三浦伝右衛門ヲ赤坂之御陣所へ差出候

史料⑪

広家公内々黒田長政ト相謀リ玉フ事アルニヨリ、宰相其余中納言家老共へモ告ケ、コレヨリ返事セント答へ玉ヒ、掃部へセテンノ巻絹二巻、右衛門大夫へ黄金一枚ヲ与へラル、其後広家公ハ本陣栗原山ニ至リ、秀元公ニ此程ヨリ諫ル通り、弥関東へ従ヒ玉ヘト異見ヲシ玉ヒケルカ、秀元公承引ナク、貴殿此頃ノ異見ハ尤ナレモ、幼君秀頼公ヲ見放スノミナラス、輝元公ノ下知モナキニ、私ニ関東へ従ハン事思寄ラストアリケルカ、広家公太閤ノ恩ヲ受タル大身小心身内府ノ先手ヲ承リ上ルカラハ、決シテ関東勝利ナルヘシ、早く内通シテ毛利ノ家ヲ保チ、輝元公ノ急難ヲ救ハント詞ヲ尽シ異見シ玉ヒシ折柄、黒田長政ヨリモ秀元公へ書ヲ遣シ、内通ヲス、メケル故、秀元公ノ心モ稍同意セラル時、又長政ヨリ内府ノ味方セラル、上ハ、諸將ヲ引下スカ、又ハ合戦ノ時裏切りシテコレヲ忠節ニセラルヘシトアリケレハ、秀元公ハ政家・安国寺等ノ反忠スヘキ者ニアラス、又此方ノ旗下トナシテ頃日引纏タル輩ヲ味方討ノ如ク切崩サハ、末代ノ■ナルヘシ、此上ハ合戦ノ手合ヲヤメテ、関東へ従フシルシトナスヘシトアリケレハ、広家公兎モ角モ某ニ任セラルヘシト答えへ玉フ

- 突発的に関ヶ原における戦闘が起こってしまったため、全軍を指揮できる唯一の存在である輝元不在の状況では、毛利勢は動くことができなかった。

4 安国寺恵瓊の実像

○恵瓊の出自に関する通説

- ・金山城を本拠とする安芸武田氏の武田信重（武田光和の弟伴下野守の子）の遺児。金山城落城時に、戸坂氏に伴われて脱出（河合正治『安国寺恵瓊』吉川弘文館、1959年）。
- ・武田光和の末子（又は末弟）竹若丸、あるいは、光和の妹婿（又は弟）伴繁清の子信重の弟（高野賢彦『安芸・若狭武田一族』新人物往来社、2006年）。

⇒「不動院由来記」など江戸期に成立した記録類が根拠。

○安芸武田氏滅亡に関する一次史料からの推定

- ・天文9（1540）6月、武田光和病死（史料⑫）。

史料⑫『毛利家文書』1483【抜粋】

態申入候、誠不寄思食御引分、無是非候、乍去、光和数年就所勞ニ、不限御貴所へ存分まかせニ候て、洞之儀茂何方も無是非次第候、定而可及聞召候、光和去九日遠行候、然者家督之儀御料人へ被参、人体之儀雲州へ被仰上候、則同心候

六月廿五日 和重（花押）

戸坂殿 まいる 御宿所

⇒光和には実子がいない。⇒恵瓊を光和の子とする説は否定される。

- ・若狭武田氏の元光の子信実が相続。
- ・天文10（1541）1月、郡山合戦。武田信実は出雲へ逃亡。
- ・同年5月、金山城落城、安芸武田氏滅亡。
- ・天文11（1542）11月、大内氏に降っていた伴繁清が武田氏再興を図るが、失敗したとされる（史料⑬）。

史料⑬『萩藩閥閥録』巻100

伴退治之時、敵一人越田周防守討捕候、高名無比類候、神妙感悦無極者也、仍感状如件

天文十一

十一月十四日 元就 御判

児玉内蔵丞殿

- 恵瓊は安芸武田氏の本拠安芸国佐東郡周辺の出身であると推定されるが、武田氏一族を出自とする点については断定できない。

○関ヶ原の戦いにおける恵瓊

- ・決起後、恵瓊は家康と親密であった阿波徳島城主蜂須賀家政に対して、輝元的意思であると説明（史料⑭）。

史料⑭『毛利家文書』1019【抜粋】

猶々、兩人御同意之儀、初者雜説と存不実候処、安国寺より承候旨ハ、今度東国へ之御人数被指留之由、蒙仰二付而驚入候、以上

七月十六日 （蜂須賀家政花押）

- 仮に、恵瓊が独断で謀議して、輝元が騙されて上坂したとすると、事実を知った輝元による処罰があるはず。
- ・実際には、恵瓊は軍事行動の指揮官として活動（史料⑮）

史料⑮「譜録」ま29

其元被罷着肝要之通尤候、当手人数之儀、勢多普請一篇候之間可被得其心候、秀元事明日被罷立候、安国寺被罷出候間、万事可被相談候、猶追々可申候、謹言

七月廿二日 輝元公ノ御判

益玄

- 輝元の恵瓊に対する信頼は揺らいでいない。

◎恵瓊の布陣位置（史料⑯）

史料⑯『吉川家文書』913【抜粋】

南宮山へ之手あてハ、先手池田三左衛門尉・井伊兵部・本多中書、其外内符馬廻（田中兵部・堀尾信濃）此衆尔て候、土佐侍従陣から弓鉄炮衆陣、安国寺陣足かゝり能候条、是を切崩候て、かさ陣へ可切上之由にて候、

- ・広家でさえ、山麓には長宗我部盛親・安国寺恵瓊らの陣があったと記述。
- 山頂からの下山を妨げる位置には恵瓊が布陣しており、毛利勢が出撃しなかったことは、恵瓊を含む毛利勢全体としての判断。

・西軍が敗北すると、惠瓊は毛利勢本隊とは別行動で逃走（史料⑩下線部）。

史料⑩「譜録」ま 29【抜粋】

一、安国寺も長大同前二中途までのかれ候つか、いかゞ被存候哉、自中途被引帰候而、南宮山被罷越候、然者此和談之由被聞候て、定而腹可被切せ候条、覚悟可仕之由、使者にて候条、会而左様有之事にて無之候条、人数武具などのけられ候て、しのひ候て出家一分之安国寺にて、先被参可然候はん由申候て、右之とをりにて候

・二重線部：逃走途中で引き返して、南宮山に留まっていた毛利秀元らと相談。

・波線部：家康との和議が成立したことを聞いて、切腹させられることを覚悟。

●戦前の吉川広家の内通交渉は、惠瓊も黙認していたと考えられ、東軍の勝利により、惠瓊が責任を負えば、毛利氏は存続できると考えた。

・点線部：三成らとの謀議は惠瓊の独断ではなく、「使者」に過ぎないことを益田元祥（毛利氏家臣）も認識。⇒にもかかわらず、惠瓊は切腹を覚悟。

●惠瓊は、自らが独断で謀議したことにして、毛利氏を救おうとした。

5 小早川秀秋は毛利両川か？

○隆景旧臣の動向

・文禄 4（1595）、小早川隆景は秀秋を筑前名島へ迎えて隠居。

⇒この時点で、毛利系（井上、粟屋、鶴飼、桂ら）・小早川系（乃美、末永、包久、手嶋ら）家臣は、隠居領に給地を持つ隆景家臣とされ、秀秋家臣団には編入されていない。

⇒隆景に仕えていた家臣のうち、秀秋家臣とされたのは、①毛利・羽柴講和による国境画定により本領を失った美作・備中の領主層（草苅、清水ら）、②村上水軍の傍系、③北部九州の領主層（麻生、星野、問註所ら）。

・慶長 2（1597）の隆景死没後、隆景直臣層の処遇が問題となったが、慶長 3（1598）の秀秋の越前・加賀移封に伴い、毛利氏家中への編入が基本とされた。

・隆景旧臣で秀秋家臣とされた者のうち、①②は移封後の秀秋旧領の代官とされた石田三成が扶持する予定。おそらく③も北部九州へ留まる予定。

・慶長 4（1599）の石田三成の失脚後、上記①②は毛利氏家中へ編入。③は秀秋家臣。

・秀秋の妻は輝元養女（宍戸元秀娘、毛利元就外曾孫）長寿院。長寿院には毛利家譜代国司家から国司土佐守が随伴。国司は越前・加賀期まで秀秋家臣として確認されるが、慶長 4 には、毛利氏家中へ復帰。

⇒この頃、長寿院が秀秋と離縁したことを示す。

●関ヶ原の戦い当時、秀秋家臣団中に、毛利氏家臣だった者はほぼ存在しない（例外：伯耆国衆日野景幸。景幸の子元重が毛利氏家中で給地を得ていたため）。長寿院とも離縁しており、小早川を名字としているが、毛利氏とはほぼ関係のない家となっていた。

・実際に、関ヶ原の戦い前後期に、毛利氏と秀秋との間で連絡をとっていたことを示す史料は確認できない。毛利氏の史料の中で、秀秋の動向に詳しく触れているものもない。

●秀秋はもはや「両川」といえる存在ではなく、その行動は毛利家とは無関係。松尾山の秀秋勢と南宮山の毛利勢との間に連携・連絡はなかったと考えられる。